優良認定制度の認定申請に必要な提出書類一覧

優良基準適合認定を申請しようとする者は、次の書類を提出してください。
※優良基準適合認定申請（更新許可申請書と併せて提出してください。）

添　付　書　類		✓
①	誓約書	
②	既に他の道府県又は市で確認を受けている場合は当該許可証の写し（直近のもの）	
③	情報公開状況報告書	
④	情報公開を行っているインターネット画面の当該箇所を印刷したもの。 （優良認定を申請する場合：申請時及び申請の日より６ヶ月以前の更新のもので日付が明示されていること。） （すでに優良認定を受けている者が再度優良認定を申請する場合：申請時及び優良認定業者としての許可を受けた日以前の更新時のもので、日付が明示されていること。）	
⑤	ISO14001、エコアクション 21 等の認定証の写し	
⑥	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが交付する電子情報処理組織の使用を証する書面の写し	
⑦	税務署が発行する法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書【その３】又はその写し	
⑧	県税事務所が発行する法人県民税、事業税及び不動産取得税の納税証明書又はその写し	
⑨	市町村が発行する固定資産税、都市計画税、個人県民税、市町村民税の納税証明書又はその写し	
⑩	年金事務所が発行する社会保険料の納入確認書又はその写し（国民健康保険の被保険者である場合は市町村又は国民健康保険組合が発行する納付証明書、控除証明書（国民健康保険税にあっては納税証明書）等又はその写し）	
⑪	地方労働局が発行する労働保険料の納入証明書又はその写し	

【備考】

- **他の都道府県又は政令市において適合認定を受けた者は④及び⑤については最後に認定を受けた日以後のものを提出すること。**
- **公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が発行する証明書の提出をもって、④及び⑤の提出に代えることができる。（「産業情報ネット」インターネット画面等の該当箇所を印刷出力したもの）**
- **⑦、⑧、⑨、⑩、⑪については、滞納していないことを確認できるものであれば可。**
- **⑧、⑨、⑩、⑪については、本県内に事業所がない場合などで送付すべき税や社会保険料などがない場合、その旨の申立書で可。**
- **証明書の写しを提出する場合は、原本も持参すること。**